

種 類	定 義	編 成 の 方 法
競 技 会 役 員	国民体育大会開催基準要項第21項第2号に該当する者	名誉会長、会長、副会長、顧問、参与、委員長、副委員長及び委員とし要項に基づいて編成する。
競 技 役 員	審 判 員	競技の審判にたずさわる者
	運 営 役 員	審判員を除き、競技会の直接運営にたずさわる者
競 技 補 助 員	競技役員（審判員、運営役員）の補助として競技会の直接運営にたずさわる者	会場地を中心として在住する競技関係者（高等学校運動部員等）をもって構成する。
競 技 会 係 員	宿泊、輸送、接伴、式典等競技会の間接運営にたずさわる者	会場地市町村関係者（職員等）で編成する。
競 技 会 補 助 員	競技会係員の補助として、競技会の間接運営にたずさわる者	会場地市町村関係者及び各種団体会員で編成する。

(2) 編成の原案は、会場地市町村準備（実行）委員会が県競技団体と協議のうえ作成し、決定は県準備（実行）委員会が行うものとする。

(3) 競技会役員編成基準及び県外競技役員数については、県準備（実行）委員会が[※]日本体育協会の承認を得るものとする。

3 競技役員等の調整

競技役員等の編成に当たり、重複して役員（監督、コーチ及び選手を含む。）となるおそれのある場合は、次の原則により関係者が協議して調整するものとする。

(1) 監督、コーチ及び選手と競技役員等の重複については、監督、コーチ及び選手を優先する。

(2) 同一会季において、2競技以上にわたる競技役員等の重複については、その業務内容により協議して決定する。

(3) 同一競技内において競技会役員、競技役員、競技補助員、競技会係員及び競技会補助員の重複については、その業務内容により重複を認める。

(4) 冬季大会、夏季大会及び秋季大会の競技役員等については、その業務内容により重複を認める。

8 第50回国民体育大会競技役員等編成（第1次）

（平成2年2月15日第50回国民体育大会福島県準備委員会第4回競技専門委員会において決定）

番 号	競 技 名 (種 目 名)		競 技 役 員						合 計	競 技 補 助 員
			中央派遣 役 員	県 内 役 員				計		
				審 判 員		運 営 役 員				
県 内	近 県	県 内	近 県							
1	ス	アルペン	27	81	0	121	0	202	229	113
	キ	クロカン	7	21	0	155	0	176	183	174
	1	ジャンプ	17	43	0	96	9	148	165	118
2	スピードスケート		8	43	41	36	0	120	128	57
	フィギュア		37	5	0	25	9	39	76	49
3	アイスホッケー		21	15	16	74	0	105	126	63
4	バイアスロン		13	20	10	93	0	123	136	111
冬 季 大 会 合 計			130	228	67	600	18	913	1,043	685